

議案第 17 号

木古内町地域の元気臨時交付金基金条例制定について

木古内町地域の元気臨時交付金基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町地域の元気臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 木古内町が交付を受ける地域の元気臨時交付金の対象となる事業の費用に充てるため、木古内町地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、町が交付を受ける地域の元気臨時交付金のうち、予算において定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預貯金、有価証券の買入その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的達成のために必要な事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 18 号

江差線代替輸送確保基金条例制定について

江差線代替輸送確保基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

江差線代替輸送確保基金条例

(設置)

第1条 北海道旅客鉄道江差線の本古内駅と江差駅間の廃止に伴う代替輸送事業の財政需要に充てるため、江差線代替輸送確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、北海道旅客鉄道株式会社が支払う負担金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預貯金、有価証券の買入その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第1条の目的達成のため、次の各号のいずれかに充てる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するものとする。

- (1) 代替輸送の事業者への運営費補助
- (2) 代替輸送に使用するバスの購入費
- (3) 代替輸送に係る待合所及び停留所設置費

(運用益の処理)

第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 19 号

木古内町子ども・子育て会議条例制定について

木古内町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、木古内町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、最初の委員会は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、町民税務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 20 号

消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町下水道条例の一部改正)

第1条 木古内町下水道条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「消費税相当額」という。）を加えた額」に改め、同条第2項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えた額」に改める。

(木古内町水道事業条例の一部改正)

第2条 木古内町水道事業条例（昭和46年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき100分の5を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「消費税相当額」という。）」に改める。

第25条中「合計額」を「基本料金、超過料金及びメーター使用料の額」に、「消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき100分の5を乗じて得た額」を「消費税相当額」に改める。

第28条第1項中「消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき100分の5を乗じて得た額」を「消費税相当額」に改める。

(木古内町病院事業使用条例の一部改正)

第3条 木古内町病院事業使用条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき100分の5を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 21 号

木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町嘱託員の設置に関する条例（平成 18 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例

木古内町嘱託員の設置に関する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における嘱託員の報酬額は、別表の報酬額の規定にかかわらず、別表中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

435,000円	425,300円
434,200円	424,500円
429,300円	419,700円
423,600円	414,100円
416,500円	407,200円
408,900円	399,700円
398,600円	389,700円
384,600円	376,000円
373,400円	365,000円
352,800円	344,900円
324,500円	317,200円
288,300円	281,900円
433,800円	424,100円
429,900円	420,300円
427,900円	418,300円
422,000円	412,600円
414,900円	405,600円
407,000円	397,900円
396,600円	387,700円
382,500円	373,900円
371,000円	362,700円
350,400円	342,600円
322,900円	315,700円
430,700円	421,100円
427,100円	417,500円
422,200円	412,800円
419,400円	410,000円

412,300 円	403,100 円
402,800 円	393,800 円
393,500 円	384,700 円
379,500 円	371,000 円
363,600 円	355,500 円
346,200 円	338,500 円
320,300 円	313,100 円
286,500 円	280,100 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例
の一部を改正する条例制定について

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和 31
年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例
の一部を改正する条例

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31
年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

木古内町民生委員推薦会	委員	日額	1,000円
-------------	----	----	--------

 を
」

「

木古内町民生委員推薦会	委員	日額	1,000円
木古内町子ども・子育て会議	委員	日額	1,000円

 に、「渡島西部
」

地域障害程度区分認定審査会」を「渡島西部地域障害支援区分認定審査会」に改
める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 23 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

第37条 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間(以下この条及び次条において「特例期間」という。)における次の表に掲げる区分に該当する職員(木古内町国民健康保険病院の院長及び医員並びに木古内町介護老人保健施設の施設長を除く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額は、第3条、第4条及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第4号。以下この条において「平成19年改正条例」という。)附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、次の表に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、特例期間において離職する職員の当該離職日における給料月額は、第3条、第4条及び平成19年改正条例附則第7項の規定により定められた額とする。

区分		割合
給料表	職務の級	
医療職給料表（三）	3級	100分の2
行政職給料表	3級、4級及び5級	
医療職給料表（二）	3級、4級及び5級	100分の3
医療職給料表（三）	4級	
行政職給料表	6級及び7級	
医療職給料表（二）	6級及び7級	100分の5
医療職給料表（三）	5級、6級及び7級	

第38条 特例期間における期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額のそれぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料とは、前条の規定により算出された額ではなく、第3条、第4条及び平成19年改正条例附則第7項により定められた額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 24 号

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 34 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規定に定められた額から、次の表に掲げる額を減じた額とする。ただし、特例期間において退任した場合、退任日における給料月額は、第3条第1項の規定により定められた額とする。

区分	減額する額
町長	140,000 円
副町長	90,000 円

- 35 平成26年度における期末手当の支給割合は、第4条第2項の規定にかかわらず、6月に支給する場合においては100分の170に、12月に支給する場合においては100分の180とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 25 号

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

30 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から84,000円を減じた額とする。ただし、特例期間において退職した場合、退職日における給料月額は、第2条第1項の規定により定められた額とする。

31 平成26年度に限り、職員の給与に関する条例第16条第2項の規定に定める支給割合「100分の122.5」を「100分の105」に、「100分の137.5」を「100分の110」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 26 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第4条中「100分の39.0」を「100分の30.0」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

木古内町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

木古内町学校給食センター条例（昭和 42 年条例第 14 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 6 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町立学校給食センター条例の一部を改正する条例

木古内町立学校給食センター条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「及び納入の方法」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 28 号

定住自立圏形成協定の締結について

函館市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、木古内町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成 25 年条例第 31 号)の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 6 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

定住自立圏の形成に関する協定書（案）

函館市（以下「甲」という。）と木古内町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能および生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の分野および内容ならびに甲乙の役割分担）

第3条 甲および乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容ならびに当該取組における甲および乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行にあたっての連携および分担）

第4条 甲および乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲および乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに別表第1から別表第3までおよび前項に規定する費用の負担については、その都度甲および乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲および乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲および乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲または乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 工藤 壽樹

上磯郡木古内町字本町218番地

乙 木古内町

木古内町長 大森 伊佐緒

別表第1（第3条，第4条関係）

ア 広域医療体制等の充実

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリ導入をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。

イ 広域観光の推進

プロモーション活動の実施	取組の内容	圏域が協働し、国内外に対する観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、イベントおよびプロモーション活動等の企画・実施において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、イベントおよびプロモーション活動等に取り組む。
滞在型観光促進に資する観光メニューの開発	取組の内容	圏域内での周遊性を高め、滞在日数の増加を図るための観光メニュー開発等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体等とも連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発に取り組む。

別表第2（第3条，第4条関係）

ア 地域公共交通

圏域内における公共交通手段の維持および確保等	取組の内容	圏域内における公共交通手段を維持・確保しながら利用促進を図るための事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して，圏域内の公共交通手段の維持・利用促進を図るとともに，主要施設（駅，病院，商店街，観光地等）相互の交通アクセス充実のための取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して，圏域内公共交通手段の維持・確保等の事業に取り組む。

イ 基幹道路等ネットワーク整備の促進

圏域内における交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け，高規格道路等，交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して，高規格道路をはじめとする圏域における幹線道路網の整備促進に向けた取組において，中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して，圏域内における効率的な交通ネットワークの形成に向けた各種事業に取り組む。

ウ 国際化の推進

圏域における国際化の推進	取組の内容	圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して，国際化施策に関する情報提供や各種事業の取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して，圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。

別表第3 (第3条, 第4条関係)

ア 人材育成等

職員の合同研修等の実施	取組の内容	圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修等をはじめとする各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内市町職員の資質向上に資する各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内市町職員の資質向上を図るための各種事業に取り組む。

議案第 29 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約(昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(上川)の項中「上川中部消防組合」を削り、同表(胆振)の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。